

その運送を車載自動車により同時に行う場合に限ることとし、当該車載自動車による旅客のみの運送を行ってはならない。」旨の条件を解除し、新たに「車載自動車による旅客の運送については、旅客及び貨物の運送をあわせて引き受けた場合を除き、旅客の運送及び貨物の運送を個別に引き受け、その運送を同時に行ってはならない。」旨の条件を付すこととする。

(3) 車載自動車の数の変更に係る一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更については、「貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出について」によることとする。

○車積載車による事故車等の 排除業務に係る取扱いにつ いて

（平成二十五年十一月八日）
国自貨第九一〇号

自動車局貨物課長から 地方運輸局自動車交通部長あて
沖縄総合事務局運輸部長あて

ロードサービス業務に使用される車積載車（自動車又は原動機付自転車）を積載することができる（自動車）により道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車を一時的・緊急的に、最寄りの場所まで排除する業務については、平成二十三年九月一日以降は研修の受講等の要件を満たした者を有償運送許可の対象としていて改めて別紙のとおり定めたので通知する。

なお、本通達は平成二十六年四月一日以降適用し、これに伴い、「車積載車による事故車及び故障車の排除業務に係る取扱いについて」（平成二十三年六月二十二日付事務連絡及び平成二十三年八月二十九日付国自貨第一二二号）は平成二十六年三月三十一日限りで廃止する。

(別紙1)

事故車等の排除業務に係る有償運送許可の取扱いについて

1. 以下の全ての要件（以下「有償運送許可要件」という。）に該当する事業者が使用する車積載車においては、有償運送許可により対応する。
 - (1) 申請の前日1年以内に、別紙2の要件を備える複数の排除業務事業者が加盟している法人その他の団体（以下「研修実施団体」という。）が実施する研修を受けていること。
 - (2) 有償運送許可を得ようとする車積載車について、被害者一名当たりの補償額を無制限とする対人賠償保険又は共済（以下「任意保険等」という。）に加入していること。
2. 有償運送許可を得た車積載車が運送する物
排除することにより二次災害の防止及び交通渋滞の回避を図り、公共の福祉を確保する観点から、道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車（以下「事故車等」という。）とする。
3. 有償運送許可を得た車積載車の運送区間
事故車等の道路上からの一時的排除を目的とする観点から、原則として有償運送許可を受けた運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）の管轄区域内における道路上の現場（運送する自動車又は原動機付自転車が、事故又は故障により自力で走行することができない状態等になった場所をいう。）から、最寄りのディーラー、整備工場又は車両置場等までとする。
4. 許可にあたっては、以下の条件を付すこととする。
 - (1) 有償運送許可証（以下「許可証」という。）は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。
 - (2) 許可期間は、許可日から起算して3年以内とする。ただし、許可期間の満了の後引き続き許可を受けようとする場合は許可満了日の翌日から起算して3年以内とする。なお、5. (6)の再交付を受ける場合（許可証の紛失の場合を除く。）又は許可期間が過ぎた場合は速やかに許可証を返納すること。
 - (3) 有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取消すことがある。
5. 申請書及び添付書類並びに提出方法は、以下のとおりとする。
 - (1) 有償運送許可申請（以下「申請」という。）は原則として申請書の「運送しようとする期間」の始期日の3ヶ月前から受け付けるものとし、同始期日の1ヶ月前（標準処理期間1ヶ月）までに申請させることを基本とする。
 - (2) 研修実施団体に所属している事業者からの申請は原則として、別紙様式1（添付書類を除く。）により、当該車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局ごとに研修実施団体が一括して運輸支局に提出（以下「一括申請」という。）すること。なお、研修実施団体は委任状及び添付書類の内容が適切かどうか確認の上、申請を代理するものとする。
 - (3) 一括申請によらない場合の申請は、研修実施団体による研修の受講状況（原本に限る。）及び任意保険等の証書（写）、自動車検査証（写）を添付し、別紙様式2により、当該車積載車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局に提出（以下「単独申請」という。）すること。
 - (4) (3)による単独申請において受理した研修の受講状況は、受理した際に運輸支局において受付印を押印の上、その写しを申請者に交付する。
 - (5) 同一の研修受講をもって複数の運輸支局へ申請する場合及び研修受講後初めて許可を受けた車両（「当初許可車両」という。）のほか、同一の研修受講をもって別の車両を新たに申請する場合（「増車・代替申請」という。）は、一括申請の場合にあつては(2)と同様の手続によるものとし、単独申請の場合にあつては(3)と同様の手続によるものとする。ただし、この場合、(3)に定める添付

書類に加えて当初許可車両の許可証（写）も添付することとし、(3)中「研修の受講状況（原本に限る。）」とあるのは「研修の受講状況（運輸支局の受付印のある写）」と読替えるものとする。

なお、増車・代替申請に基づく新たな車両の許可満了日は、申請する運輸支局における当初許可車両の許可満了日と同一とする。

(6) 次に掲げる場合には、別紙様式3により許可を受けた運輸支局に申請し、許可証の再交付を受けることができる。

① 許可証を紛失又は破損（その識別が困難となった場合を含む。）した場合

② 人格が変わらない単なる氏名又は名称の変更及び自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）の滅失、き損等による自動車登録番号標等の変更の場合

6. 研修実施団体の取扱い等は、以下のとおりとする。

(1) 研修実施団体は、別紙2の要件を満たした者としてその連絡先等が国土交通省ホームページにおいて掲示された者とする。

(2) 研修実施団体は、4月から翌年3月までに実施した事故車等の排除業務に関する研修の実施内容を翌年度の6月末までに、別紙様式4により国土交通大臣に報告すること。

(3) 研修実施団体が、研修を実施せず、若しくは不適切な研修及び申請を行っているとして認められた場合又は(2)に基づく報告をせず、若しくは連絡が取れない場合は、当該研修実施団体へ通知の上、国土交通省ホームページの掲示を削除する。

7. 適用時期等

この取扱いは、平成26年4月1日より適用する。なお、改正前の通達に基づく許可及び研修は改正後においても有効なものとする。また、研修実施団体は6.(2)に基づく最初の報告の際に、前年度の平成26年1月から平成26年3月までの報告を併せて行うものとする。

(別紙2)

車積載車による事故車等の排除業務に係る研修実施団体の要件

1 研修実施団体

複数の排除業務事業者が加盟している法人その他の団体であり、かつ、原則として全国規模の組織であること。

2 研修の内容

研修は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める内容で実施するものであること。なお、()内は各項目の目安の時間数を表す。

① 排除業務の主旨 (1時間)

有償運送の許可に付した条件等、制度の主旨に関すること。

② 安全対策 (2時間)

排除業務作業及び車積載車の安全運転についての基礎知識、基本的な動作等に関すること。

③ 車両の取扱い (1.5時間)

ハイブリッド車等特別な注意が必要な車両の取扱いに関すること。

④ 各種関係法令 (0.5時間)

安全ルールの徹底等道路交通法、道路運送法その他有償運送の実施に当たり必要となる関係法令等の基礎的な知識に関すること。

3. 研修の実施体制

① 研修の責任体制が整備されていること。

② 研修の対象者、実施場所、実施時期、受講手続等が明確に定められていること。

③ 研修の実施時間は少なくとも5時間程度あること。

④ 研修を実施するにあたって適切な講師が選任されていること。

様式 1 (一括申請用)

有 償 運 送 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

(申請代理人・研修実施団体名)

住 所

名 称

印

代表者名

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

| | |
|--------------|--|
| 運送需要者 | 警察、道路管理者、消防、ロードアシスタンス会社、事故車及び故障車の使用者等 |
| 有償運送を必要とする理由 | 交通の安全と円滑の阻害となる事故車等を緊急排除し、公共の福祉に寄与するため |
| 自動車登録番号等 | 「有償運送許可申請車両一覧」のとおり |
| 運送しようとする物 | 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車 |
| 運送しようとする期間 | 「有償運送許可申請車両一覧」のとおり |
| 運送しようとする区間 | 道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送 |

有償運送許可申請車両一覧

| 番号 | 氏名又は名称 | 代表者名 | 住 所 | 研修の実施日 | 任意保険等の加入額 | 自動車登録番号等 | 運送しようとする期間 |
|----|--------|------|-----|--------|-----------|----------|------------|
| 1 | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | |

(研修実施団体名)

殿

(排除業務事業者名)

住 所

氏名又は名称

代表者名

印

自家用自動車有償運送許可申請委任状

事故車等を緊急排除するため、自家用自動車の有償運送許可の申請を委任いたします。

記

許可申請車両

| | |
|-----------|--|
| 自動車登録番号等 | |
| 車 名 | |
| 最 大 積 載 量 | |

※ 添付書類

- ①任意保険等の証書 (写)
- ②自動車検査証 (写)

有 償 運 送 許 可 証

| | |
|----------|--|
| 氏名又は名称 | |
| 自動車登録番号等 | |
| 研修実施団体名 | |
| 運送する物 | 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車 |
| 許可期間 | 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで |
| 運送区間 | 道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送 |

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

1. この許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. この許可証は、再交付を受ける場合（許可証の紛失の場合を除く。）又は許可期間が過ぎた場合は、速やかに返納すること。
3. 有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取り消すことがある。

平成 年 月 日 第 号許可

運輸支局長 印

注 意 事 項

1. 登録若しくは車両番号の指定を受けていない（自動車登録番号標等のない）自動車又は市区町村から標識の交付を受けていない（標識のない）原動機付自転車の運送を行わないこと。
2. 太枠の欄は、予め記入すること。

様式2 (単独申請用)

有 償 運 送 許 可 申 請 書

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

住所
 氏名又は名称 印
 代表者名
 (連絡先:)
 (担当者:)

自家用自動車を有償で運送の用に供したいので、道路運送法第78条第3号の規定により申請します。

| | |
|--------------|--|
| 運送需要者 | 警察、道路管理者、消防、ロードアシスタンス会社、事故車及び故障車の使用者等 |
| 有償運送を必要とする理由 | 交通の安全と円滑の阻害となる事故車等を緊急排除し、公共の福祉に寄与するため |
| 自動車登録番号等 | |
| 運送しようとする物 | 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車 |
| 運送しようとする期間 | 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで |
| 運送しようとする区間 | 道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送 |
| 任意保険の内容 | |
| 研修の実施 | (別紙) |

※添付書類

- ①任意保険等の証書 (写)
- ②自動車検査証 (写)
- ③研修の受講状況 (別紙)

(別紙)

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

(研修実施団体)

住 所

名 称

代表者名

研修の受講状況

印

下記受講者に対し、事故車等の排除業務に関する研修を行ったことを証明します。

記

| | | |
|-------------|-----------|--|
| 受 講 者 | 事 業 者 名 | |
| | 住 所 | |
| | 代 表 者 名 | |
| | 受 講 者 名 | |
| | 受 講 年 月 日 | |
| | 受 講 内 容 | |

※ 以下の場合、運輸支局の受付印のあるこの証書の写しが必要になります。

- ・複数の運輸支局へ申請する場合
- ・許可後に別の車両を新たに申請する場合

※ 証書の再交付はいたしませんので、保管には十分ご注意ください。

(官庁使用欄)

車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて

様式2-2 (単独申請用)

有 償 運 送 許 可 証

| | |
|----------|--|
| 氏名又は名称 | |
| 自動車登録番号等 | |
| 運送する物 | 道路上で事故又は故障により自力で走行することができない状態等となった自動車又は原動機付自転車 |
| 許可期間 | 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで |
| 運送区間 | 道路上の現場（原則として、許可を受けた運輸支局管内に限る。）から、最寄りのディーラー、整備工場、車両置場等までの運送 |

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

1. この許可証は、車積載車の外側から見やすいようにして表示すること。
2. この許可証は、再交付を受ける場合（許可証の紛失の場合を除く。）又は許可期間が過ぎた場合は、速やかに返納すること。
3. 有償運送許可要件に該当しなくなった場合又は許可された運送する物若しくは運送区間の制限を超えて有償運送を行った場合は、許可を取り消すことがある。

平成 年 月 日 第 号許可

運輸支局長 印

注 意 事 項

1. 登録若しくは車両番号の指定を受けていない（自動車登録番号標等のない）自動車又は市区町村から標識の交付を受けていない（標識のない）原動機付自転車の運送を行わないこと。
2. 太枠の欄は、予め記入すること。

様式3 (再交付申請用)

有償運送許可証(車積載車)再交付申請書

平成 年 月 日

運輸支局長 殿

住 所:

氏名又は名称:

代 表 者 名:

印

(連絡先:

)

(担当者:

)

平成 年 月 日に申請した有償運送許可申請(車積載車)の下記、車両に係る有償運送許可

証 { を(紛失・破損)した
 について記載事項変更の必要が生じた } ので、再交付の申請をします。

記

1. 自動車登録番号又は車両番号

2. 許可年月日及び許可番号並びに許可期間

許可年月日:平成 年 月 日

許可番号: 第 号

許可期間:平成 年 月 日～平成 年 月 日

3. 研修の受講状況

受講年月日:平成 年 月 日

受講研修実施団体名:

4. 再交付の理由

許可証が見つかった場合には速やかに返納します(紛失の場合にチェック)

【添付書類】

- ・任意保険等の証書(写)
- ・自動車検査証(写)
- ・有償運送許可証(※紛失した場合は除く。)

車積載車による事故車等の排除業務に係る取扱いについて